

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成24年11月2日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	永 田	善 久
同	竹 田	孝 吏

記

1 措置の通知

平成23年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知

平成24年10月22日付け 八八八第134号

公益財団法人八尾市文化振興事業団、公益財団法人八尾市国際交流センター、  
八尾市自治振興委員会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

公益財団法人八尾市文化振興事業団（一般会計）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約事務について 事業及び業務における委託契約書等において、契約締結日が記入されていないものが見受けられたので、適切な契約事務を行われない。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年5月2日） 契約締結時に不備・記載もれが無いか確認を徹底するとともに、適切な処理を行うよう職員に周知徹底しました。</p>
<p>2 指定管理業務について 八尾市文化会館指定管理者基本協定書において、指定管理者が施設の維持補修等を行う場合はあらかじめ市の承認を得るもの、また、附属設備等使用料は市の承認を得て定めるものとなっているが、維持補修工事及び貸出用附属設備の増設が行われた際、市の承認を得たと確認できるものがなかったため、基本協定書で定められた承認を得た事実を書面により明確にされたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年3月29日） 八尾市文化会館指定管理者基本協定書に基づき、「八尾市文化会館施設・設備等維持補修申請書」及び「八尾市文化会館施設使用料・附属設備等使用料並びに駐車場の使用料（変更・追加）申請書」を作成しました。今後は書面により、あらかじめ市の承認を受けたうえで、維持補修工事及び使用料の追加・変更を行うことを徹底しました。</p>

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

公益財団法人八尾市国際交流センター

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 八尾市から受託している「第12回八尾市青少年交流団派遣業務」のうち一部業務を旅行会社へ再委託しているが、同業務の受託契約において、第三者への再委託には八尾市の承諾が必要となっていることから、契約内容に沿った適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年2月9日）</p> <p>今後、契約内容に沿った適正な事務処理に努めるよう職員に周知徹底しました。</p>
<p>(2) 公益認定取得に伴うコンサルティング契約において、見積書及び業務仕様書が添付されていないため、契約金額の積算根拠が不明確である。また、契約書第4条で、「契約期間は、2011年2月1日より、公益認定取得後の登記日までとする」となっているにもかかわらず、委託料全額が平成23年3月に執行されていることから、今後は適正な契約業務を行われたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年2月9日）</p> <p>今後、契約において明確な業務仕様書の添付や、支払い時期など適切な業務の執行に努めるよう職員に周知徹底しました。</p>

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

公益財団法人八尾市国際交流センター

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>2 文書事務について                      常務理事の決裁については平成23年3月29日開催の第4回理事会において報告された「理事の職務権限規定」において定められているが、施行日は公益法人認定後とされている。施行日以前において一部常務理事決裁の伺書が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年2月9日）                      規定に沿った適正な事務処理に改めました。</p>
<p>3 経理事務について                      (1) 給与支払事務において、支出伝票や振替伝票の作成、金銭出納簿への記載などが銀行への振込依頼手続きの完了後に行われている事例が見受けられたが、伺書等の決裁後の処理となるよう適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年2月9日）                      事務手続きの適正な処理を行うよう、職員に周知徹底しました。</p>
<p>(2) 財務会計規定では出納役と出納責任者を置き、理事長の出納事務を補助するためそれぞれの役割分担を定めているが、平成19年度以降、出納役と出納責任者を同一人が兼務する状態が続いていることから、出納事務の透明化・適正化を図るため財務会計規定の改正を行われたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年4月1日）                      出納役と出納責任者を同一人が兼務した場合に、別の者を指名する規定を新たに設けました。</p>

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

公益財団法人八尾市国際交流センター

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(3) 会計間の資金の振替で振替伝票の作成されていないもの、支出伝票に添付されている根拠書類等が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年2月10日）                      今後は、根拠書類の誤りや作成もれなく適正な事務処理に努めるよう職員に周知徹底しました。</p>
<p>(4) 金銭出納簿の記載事項の訂正において、訂正印がもれているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成24年2月9日）                      今後は、金額欄の訂正については訂正印を押すよう職員に周知徹底しました。</p>

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

八尾市自治振興委員会

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>八尾市自治振興委員会は、地域社会の健全な発展と住民福祉の増進を図ること等を目的として自治振興委員によって組織され、市の広聴、広報活動への協力、地区コミュニティづくりの推進等様々な活動を行う団体である。これらの活動への支援として市から八尾市自治振興委員会補助金の交付を受けており、同補助金をそれぞれの地区自治振興委員会に地区活動費として交付し、年度終了後にその用途について地区自治振興委員会から領収書を添付の上、報告書が提出されている。補助金の用途については八尾市自治振興委員会補助金交付要綱において補助対象経費としてその費目ごとの経費が定められているが、一部において当該費目ごとの経費には含まれていないと考えられるものが見受けられたので、同要綱の規定に沿った用途とするよう地区自治振興委員会への周知及び徹底を図りたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 24 年 7 月 17 日）</p> <p>指摘を受けました地区活動費の用途についての周知及び徹底に関しましては、各地区自治振興委員会の委員長等で構成し、概ね月 1 回の頻度で開催している八尾市自治振興委員会幹事会におきまして、八尾市から受けている八尾市自治振興委員会補助金を原資とする地区活動費に関し、その用途については、同補助金交付要綱に規定されている費目ごとの経費への用途に限定し、これら以外への用途とすることのないよう、改めて、複数回にわたり周知及び徹底を行いました。</p> <p>また、今年度から新たに、地区活動費を活用して自治振興委員の研修会を実施する際には、弊会会長に宛てて、事前に、研修の目的や実施の日時・場所などを研修計画書として提出を求めることといたしました。</p>